

## 新型転換炉原型炉ふげん使用済燃料の処分の方法に係る 原子炉設置変更許可申請について

### 1. 経緯

新型転換炉原型炉ふげん(以下「ふげん」という。)の原子炉設置許可申請書における「8.使用済燃料の処分の方法」は、当初、使用済燃料は日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)の再処理施設にて行うこととなっていた。しかし、原子力機構は「日本原子力研究開発機構改革報告書」(2014年9月30日)において「東海再処理施設については、使用済燃料のせん断、溶解等を行う一部の施設の使用を取りやめ、次期中期目標期間(2015年度～)中に廃止措置計画を申請する方向で検討を進める」とし、2017年6月30日に東海再処理施設の廃止措置計画認可申請を行い、2018年6月13日に認可を受けたことにより、ふげんの原子炉設置許可申請書にある使用済燃料の処分の方法が事実上不可能となった。

原子力機構は仏国オラノ・リサイクル社と、ふげんの使用済燃料の再処理を同社に委託する協議を進め、2018年2月28日に、ふげんの原子炉設置許可申請書の「8.使用済燃料の処分の方法」を「国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において全量再処理を行う」とする原子炉設置変更許可申請を行った。

本設置変更許可申請に関し、原子力規制委員会が原子力委員会へ「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」による許可の基準の適用について意見聴取を行った際、2018年4月11日の原子力委員会において、再処理の結果として回収されるプルトニウムが平和の目的以外に使われないことの確認について言及があった。

原子力機構は、2018年4月25日に上記の原子炉設置変更許可を取得し、その後、ふげんの使用済燃料の再処理により得られるプルトニウム(以下「回収プルトニウム」という。)は、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」(2018年7月31日原子力委員会決定)に基づき、我が国のプルトニウム保有量が現在の水準を超えることがないよう、オラノ・リサイクル社に譲渡することとし、ふげんの使用済燃料の再処理に関する原子力機構とオラノ・リサイクル社との間の「基本枠組契約」を2022年3月31日に、原子力機構の使用済燃料の輸送及び再処理に関する原子力機構とオラノ・リサイクル社間の「履行契約」を2022年6月24日に締結した。

一方、2022年6月15日に、日本政府とフランス共和国との間の使用済燃料の輸送及び再処理、放射性物質の返還等に関する書簡の交換が行われた。

今般、ふげんの回収プルトニウムをオラノ・リサイクル社に譲渡するため、2023年7月28日にふげんの原子炉設置変更許可申請を行った。

## 2. 原子炉設置変更許可申請の内容

原子炉設置許可申請書の「8.使用済燃料の処分の方法」の記載を次のとおり変更する。下線部追記箇所。

使用済燃料は、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において全量再処理を行う。

国外において再処理を行う場合、再処理により回収される核燃料物質は、我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の許可を有する原子力事業者に平和利用の目的のみに譲り渡す。また、再処理により発生した放射性廃棄物は国内に持ち帰る。

## 3. 廃止措置計画の変更の必要性について

現行の廃止措置計画は、「8.3 核燃料物質の措置」に記載のとおり、「使用済燃料は、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者に全量を譲り渡す。」としている。

上記のとおり、原子炉設置変更許可申請書の内容は、既に廃止措置計画に記載されており、廃止措置計画の変更は不要と考える。

以上